

キニ就テ工場建物ヲ昭和二年一月末日迄ニ処分スルハ租  
 保トシテ金參千円也、諸達シテ支拂致可萬一右期限ニ認  
 金出来サルトキハ工場建物全部ヲ何特ニテモ所有權移轉  
 可致為念證切而如件

清算人 星野清三郎

争議團御中

一 争議事故

○十一月十八日午後三時頃本御崎以神樂町在住會社手後、高島  
 甲子三ヲ訪問セル三十余名ノ争議團員ハ要示書ヲ提出思去  
 ェルハ神明所三八五番地ニ至リテ列ニ出ラムトシテ、  
 以署ニ立名檢束セラレ  
 (一) 其ノ後二回ニ亘リ重役院訪問ノ為各二人宛檢束ヲ受ケタ  
 (二) 特異ノ事故ヲ發生セズ  
 右及申(通)報候也

6.11.25  
3275

第... 五三群

昭和六年十一月二十日

警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達謙藏殿  
 社會局長 官殿

東京石工組合、共働争議解決ニ関スル件

標記共働争議ノ其ノ後當應調停課ノ幹後ニヨリ争賃圖交渉中、  
 十一月十九日合議ニ於テ會見折衝、結果別記證書、條件ニ日  
 一安協案立シ到。金一千五百円ノ争議費用トシテ支出スルニト  
 シ内請解決セリ  
 右及申(通)報候也

111-19